

住民票等交付申請書

郵送用

中野区長 あて

年 月 日申請

①どなたの住民票が必要ですか ※生年月日が分かる場合は生年月日欄もご記入下さい

住所	町名 中野区	丁目	番	号	方書
フリガナ お名前				大・昭・平・令 様	年 月 日生

②どの証明書が必要ですか

世帯全員の 住民票	通	必要な項目を選んでください。続柄・本籍等は指定がない場合省略します。 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 本籍（日本人のみ） <input type="checkbox"/> マイナンバー（個人番号） <input type="checkbox"/> 住民票コード ※マイナンバー、住民票コードを希望される方はお使いみちを必ずご記入ください。	
世帯の一部の 住民票	通	外国人項目について <input type="checkbox"/> すべて記載する <input type="checkbox"/> すべて省略する 載せる項目を選ぶ方は4項目の中から必要な項目を選んでください。 <input type="checkbox"/> 国籍等 <input type="checkbox"/> 在留カード等の番号 <input type="checkbox"/> 第30条の45規定する区分	
除票 (除かれた住民票)	通	<input type="checkbox"/> 在留資格 / 在留期間 / 在留期間の満了の日	
記載事項証明書	通	※記載事項証明書には「住所・氏名・性別・生年月日」が記載されます。 次の項目を追加する場合は、チェックしてください。 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 本籍 / 国籍（外国籍の方） <input type="checkbox"/> マイナンバー（個人番号） 指定の様式がある場合、ご記入のうえ同封してください。	
合 計	通		
世帯の一部の住民票、①以外の方が必要でしたらお名前をご記入ください。 また、住所や氏名などの履歴が必要な方は詳しくご記入ください。			

③使いみち・請求理由・提出先（お使いみちは何ですか？）

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 公的年金（どなた 様）の（国民・厚生・共済 年金）の請求・停止
<input type="checkbox"/> 相続（どなた 様）死亡による	<input type="checkbox"/> VISA
<input type="checkbox"/> その他（ ）	

④申請者の住所・氏名（申請者の方の自署または押印が必ず必要です）

住所			
フリガナ 氏 名	印 様 ※請求者名が法人の場合、「法人名、代表者氏名、担当者名」をご記入のうえ、社印を押してください。		
①の方との関係（○で囲んでください） 同じ世帯の方 / その他（ ）	昼間の連絡先電話番号 (必ず連絡の取れる番号をお書きください) () -		

※代理の方が申請される場合は、委任状（自署または押印）が必要です。

また、第三者が申請する場合は、②の欄に請求理由を具体的にお書きください。

 ◆ 偽りその他不正な手段により、交付を受けた時は、三十万円以下の罰金に処せられます。
 ◆ この申請書を印刷後、必要事項を記入のうえ郵送してください。
 ◆ 住民基本台帳法第四十六条

※裏面の『郵送による住民票の写しのとりよせかた』をよくお読みの上ご申請ください。

郵送による住民票の写しのとりよせかた

住民票の写しのおとりよせには、申請してから受け取るまで1週間から10日前後かかります。

下記の①～⑤のものを同封して申請してください。

① 申請書

この用紙の裏が申請書になっています。

② 手数料

手数料は1通あたり400円です。郵便局で扱っている『定額小為替』または『現金書留』でお送りください。

※切手・収入印紙などによる代用はできません。

③ 返信用封筒及び返信料

封筒に申請者の自宅の住所と氏名を記入し、返信用切手を貼ってください。申請通数が多い場合には切手を多めに貼るか、10円切手を数枚同封してください。速達を希望される方は、速達料金分をプラスして貼ってください。

④ 現住所の載っている本人確認書類のコピー

運転免許証、個人番号カード(コピーは表面のみ)、住民基本台帳カード(写真有)、健康保険証等、現在の住所が載っているご本人確認書類のコピーを同封してください。

※住所の記載がないためパスポートは除きます。

⑤ その他

ご本人及び同一世帯以外の方のご申請の場合は、疎明資料や委任状等が必要です。

《ご注意》

●申請書には平日昼間に連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。

申請内容に不備があったり、手数料等が不足だったりした場合は申請書をお返しすることがあります。

●別世帯の方からのご申請の場合

請求理由を具体的にご記入いただいた上で、疎明資料等の添付が必要です。理由によっては、発行できないことや委任状の必要なことがあります。

代理人申請の場合は、委任者(住民票を請求できる方)が自署又は捺印した委任状が必要です。

また、代理人からの申請でマイナンバーの入った住民票をご申請の場合は、委任者ご本人の住民登録をしているご自宅宛にお送りさせていただきます。

●証明書の送付先

原則として申請者が住民登録をしているご自宅となります。(代理人申請の場合は、代理人の方のご住所となります。代理人の方の本人確認書類(送付先確認できるもの)が必要です。)

●罰則について

その他不正な手段により交付を受けたときは、30万円以下の過料に処せられます。(住民基本台帳法第46条)

●他の市区町村に住民票の写しをご請求される場合

交付手数料が異なる場合がありますので、あらかじめ当該市区町村にお問い合わせの上、ご送付ください。

中野区へのあて先・お問い合わせ先

〒164-8501 東京都中野区中野4-11-19

中野区役所 戸籍住民課コールセンター(証明)

電話番号 03-3228-5506(直通)

<中野区ホームページ><http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>